

令和6年度 横浜市LED防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和6年度の横浜市LED防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 このお知らせの概要

(1) 横浜市のLED防犯灯について (2ページ)

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について (3ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4ページ)

- ・市(18区)全体で 154灯(電柱共架型144灯・鋼管ポール型10灯) の予定です。
- ・『令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』及び『令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の 受付は区地域振興課 へ、締切は令和6年5月31日(金) となります。

4 LED防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等が発見された際の連絡先】

- ・ 港北区地域振興課 電話045-540-2234
- ・ 市民局地域防犯支援課 (電話045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します。)

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限り(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和 6 年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金）となります。

令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

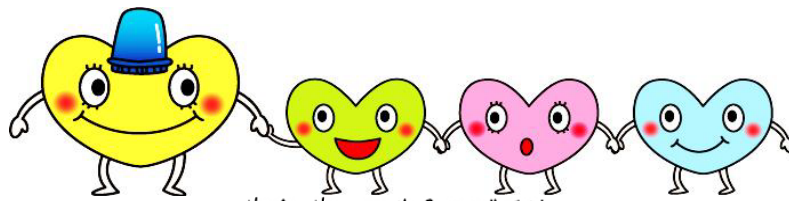
- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設 申請の手引



～安全・安心できる町づくり～

地域のこころでみんなを守ろう

令和6年3月

制度問合せ先
横浜市市民局 地域防犯支援課
電話番号：671-3709
F A X : 664-0734

問合せ及び提出先
港北区役所 地域振興課
住所：港北区大豆戸町 26-1
電話番号：540-2234

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

1 LED防犯灯の新規設置について

1 申請について

【申請】＜電柱へのLED防犯灯の新設＞

夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で周囲に明かりが無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている東電柱またはN T T柱がある場所にLED防犯灯を設置します。

＜設置基準により対象外となる例＞

マンション敷地内を照明するもの／公園内を照明するもの／子どもの遊び場内を照明するもの／神社仏閣の敷地内・参道を照明するもの／駐車場内の照明／自治会町内会館の敷地内を照明するもの／民家敷地（庭等）を照明するもの／その他、道路ではない場所を照明するもの 等

2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課）提出期限内に早めにご提出ください.....	5月31日（金）まで
審査・調査期間 ・お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります・	5月～1月（予定）
施工期間	10月～2月（予定）

新設場所に選定された場合には、順次、工事業者から自治会町内会（申請書に記載された代表者または連絡者）に工事日程等について連絡します。

また、新設申請の結果については、新設の可・不可に関わらず、令和7年2月までに、各区地域振興課を通じ通知します。

3 申請者

自治会町内会長 または 連合自治会町内会長

4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：令和6年5月31日（金） 必着

問合せ・提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。
制度問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

<下記①から③までは必須>

①令和6年度LED防犯灯《新設・付替》申請書（電柱共架型）【提出書類1】

②防犯灯地図

※ 新しい防犯灯地図を区役所地域振興課で受け取ってください。

③設置場所の写真

<申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要>

④土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

<付替制度利用の場合には下記⑤も必要>

⑤LED防犯灯撤去申出書【提出書類3】

【留意事項】

- 申請にあたっては、必ず、この『申請の手引』を御覧いただき、設置可能な条件等を確認いただくとともに、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- 複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。
- 複数の申請をいただいても、予算の範囲内で設置（市全体で144灯の予定）しています。地域の皆様が必要と考える場所のうち、防犯灯設置基準を満たすと考えられる場所についての申請をお勧めします。
- 令和5年度は、申請のあった自治会町内会について、0灯又は1灯の設置でした。
- 横浜市では、街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、全体最適の視点から防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

II 付替制度について

防犯灯の事業費全体は年々増大していますが、物価高騰等により維持管理コストも増大し、現在ある明かりの維持への対応に注力せざるを得ない状況です。

このような状況にあっても防犯灯の新設要望にお応えするため、令和6年度から「付替」を制度化しました。

まちの灯りの変化に伴って必要性が薄くなった箇所から、周囲に明かりが無く、多くの地域の方が通行する道路への灯具の付替について御検討をお願いします。この制度を利用すると、防犯灯の総数が変わらないため、市の維持管理コストを据え置きながら、必要な場所に明かりを確保することができます。

<付替とは>

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所（※）がある場合は、その“もったいない状態”で設置された防犯灯を撤去し、代わりに、明かりが必要な場所にある電柱に灯具を再設置することを指します。

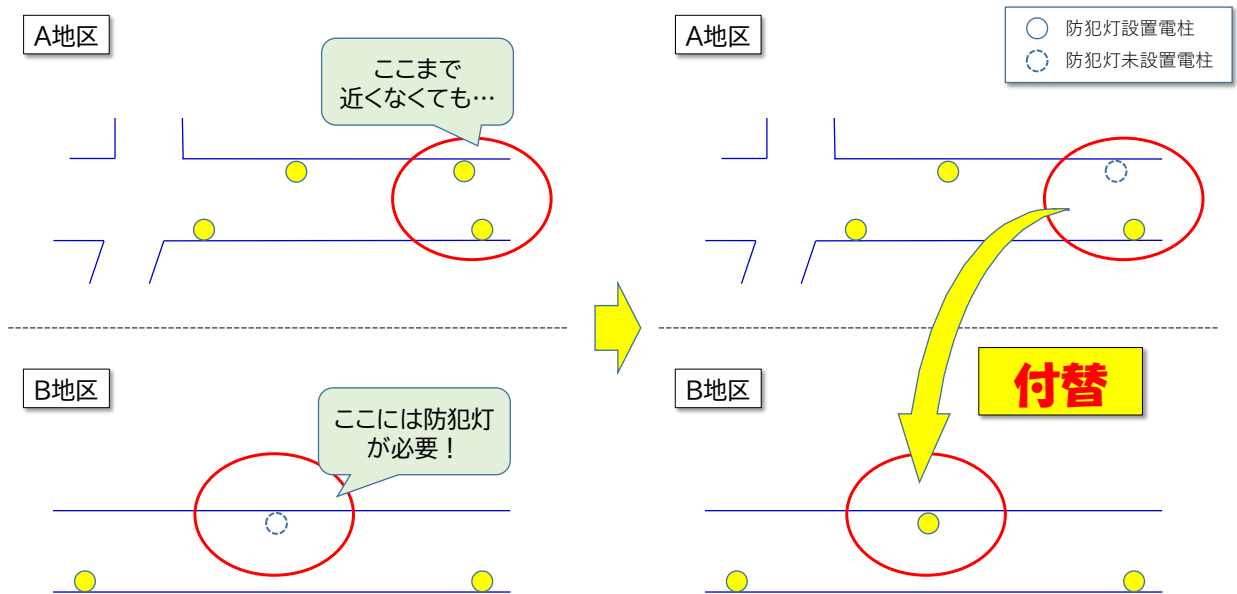
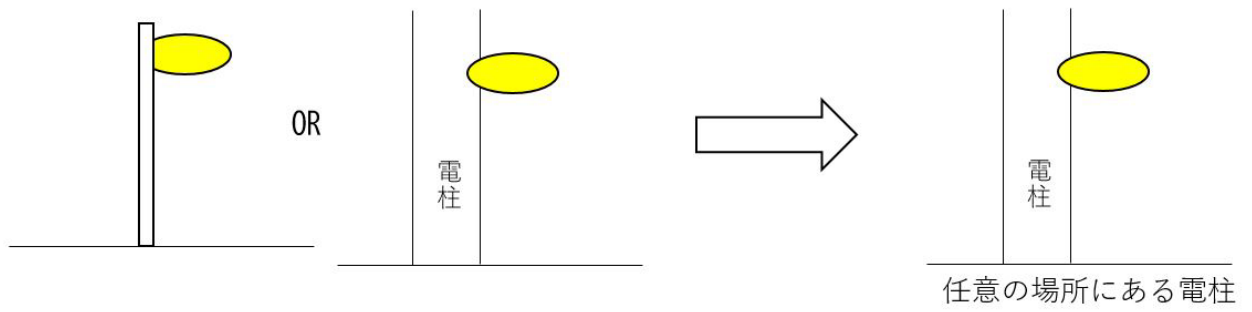
※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや24時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

【付替制度の留意事項】

- ・付替元の（撤去する）灯具は、市の維持管理する電柱共架型・鋼管ポール型いずれも対象です。
- ・灯具の付替先は、横浜市防犯灯設置基準を満たした場所にある、未だ灯具のついていない電柱に限ります。鋼管ポール型防犯灯の付替え（鋼管ポールを抜いて、別の場所に設置）はできません。
- ・令和6年度は、**通常の新設申請時（提出期限：令和6年5月31日(金)）と同時に受け付けます。**
- ・申請書類は、次の2点が必要です（必要に応じて土地使用承諾書兼誓約書も必要）。
「LED防犯灯《新設・付替》申請書（電柱共架型）」
「LED防犯灯撤去申出書」

<付替えのイメージ>



Ⅲ LED防犯灯を新設申請する際の注意点

＜電柱への新設の注意点＞

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ず近隣にお住まいの方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

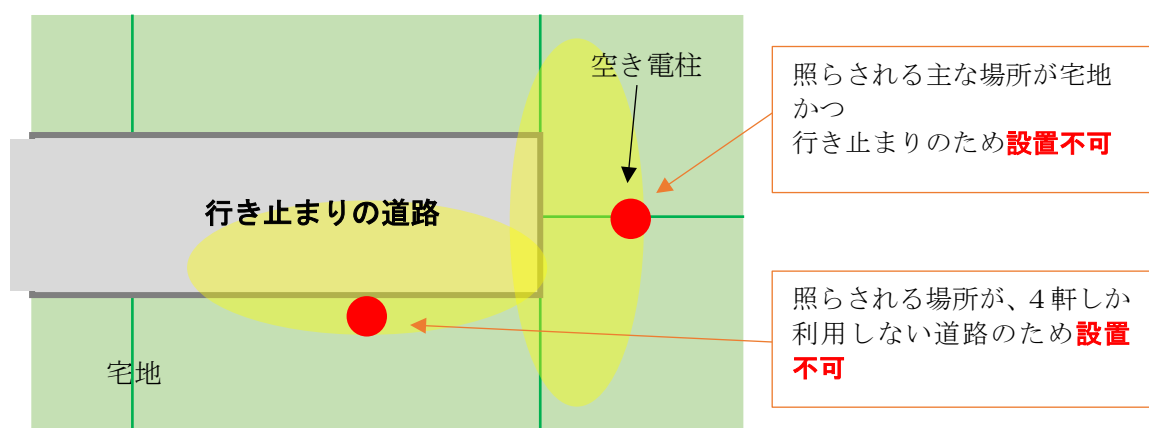
＜場所の選定について＞

(1) 東電柱及びNTT柱が設置の対象になります。申請先に、東電柱及びNTT柱の両方がある場合には、東電柱を優先してください。

(2) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とします。行き止まり道路などの特定の人しか利用しない場所には**設置できません**。

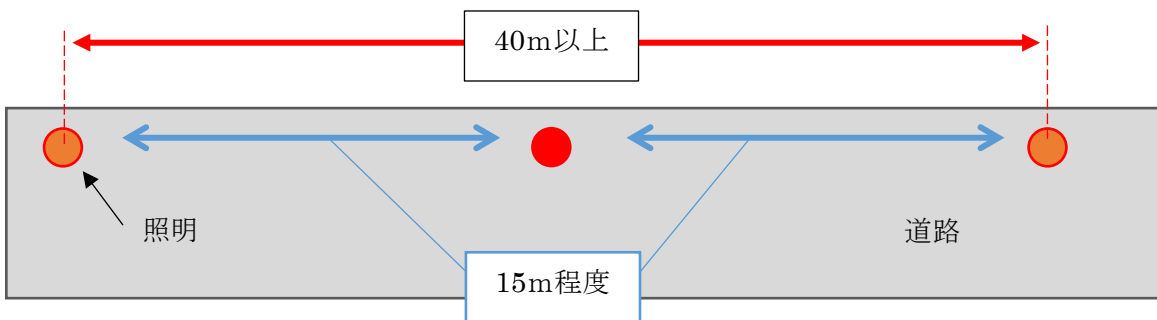
※ 電柱が道路から奥まったところなどにあり、照らされるところの主な場所が道路で無い場合は設置できません。

特定の人 → 玄関が5軒未満と定義しています。よって、道の先が行き止まりでも、5軒以上あれば可です。(マンション等集合住宅は、部屋数を軒数とします。)

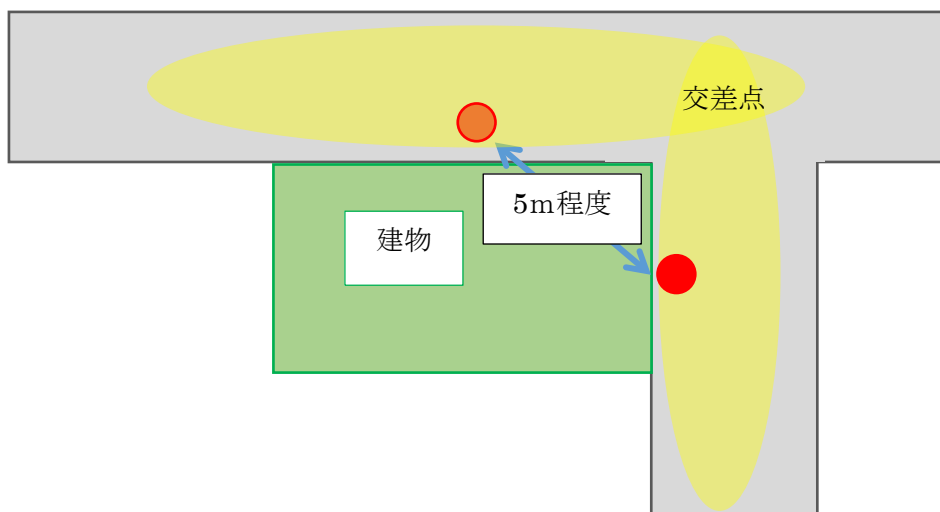


(3) 防犯灯の設置間隔は原則として、屋外照明からおおむね25m以上とします。ただし、道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

(例外1) 一番近い照明から 15m程度離れている、かつ両隣の照明間隔が 40m以上離れている場合



(例外2) 交差点付近など、照らされる向きが違い、かつ家屋やマンションなどの建物があり光が広がらない場所については、屋外照明から5m程度とする。
(3m以上高低差がある場所については現地の状況によって設置することも可能です。)



(4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5メートルとする。

※ 車が通る道路については、道路占用基準により 4.5m以上の設置となります。

また、各防犯灯メーカーは、地上から高さ 4.5m で最適な配光の設計をしています。4.5mより低い設置を希望した場合、光が広がらず、スポット照明となってしまう、防犯灯の役目を果たさなくなるため、設置対象外となる可能性があります。

(5) 電柱が私道・私有地にある場合、土地の所有者の設置承諾及びメンテナンス時の立入承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

(6) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、継続的に土地所有者または自治会町内会により樹木の剪定、維持管理できる場所とします。
(剪定されず防犯灯の役目を果たしていないものは撤去対象となります。)

<その他>

- (1) LED防犯灯の設置については、次のような問題が生じる恐れがあります。
- ア リビング、寝室、玄関などに光が差し込み、気になることがある。
 - イ 野菜や庭の植物に影響を及ぼすおそれがある。
- (2) 設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。
- (例) 電柱に看板などの工作物や電線などの障害物などがあり、LED防犯灯を設置するスペースがない場合
- (3) 灯具が設置されてからあかりが灯る(通電する)までに要する期間は、1か月～2か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱やNTT柱などで電力線が敷設されていない電柱の場合は、この期間が数か月に及ぶ場合もあります。
- (4) 申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いします。

IV 記入見本

1 令和6年度 LED防犯灯《新設・付替》申請書（電柱共架型）【提出書類1】

審査・調査の参考にしますので、記載をお願いします。

※鋼管ポール防犯灯も新設申請した場合は、鋼管ポール防犯灯の新設申請も含めて優先順位をつけてください。

代表者と連絡先が同一の場合は記入不要です。

提出書類 1

※区役所記入欄

区名	区
整理番号	- - -

令和6年度LED防犯灯《新設・付替》申請書（電柱共架型）

記入日 令和6年 月 日

貴自治会町内会の中での優先順位

位

- 付替制度を利用する
※「LED防犯灯撤去申出書」も同時に提出してください。
- 付替制度を利用しない

自治会町内会名 申請書を記入した日付です。

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名： 屋間に連絡のとれる電話番号を記入してください。
代表者電話番号：

連絡者氏名：
連絡者電話番号： - -

該当する項目を選択してください。

LED防犯灯について、次の場所への設置を申請します。
防犯灯が設置された場合、日常の見守り（故障の発見・連絡及び繁茂した草木の）は自

【電柱番号について】

東京電力、NTTの番号が両方ある場合は両方とも記入してください。電柱に番号がない場合は、「電柱番号なし」と記入してください。

住所	区
電柱番号	(例：東電柱の場合「横浜123」、NTT柱の場合「関内支R7/8」など)
電柱の場所	公道上 ・ 私道または私有地 (私有地は土地使用承諾書兼誓約書の提出が必要です)

【電柱の場所について】

電柱が建っている場所として該当する方へ○を記入してください。

2 周囲の状況（該当）

チェック欄	周囲に屋外照明灯が無い
	その他（具体的に記入してください）

該当する項目に○を記入してください。具体的な理由がある場合は、その旨、記入してください。



※申請1か所につき、申請書一式を御提出ください。
※ボールペン等で記入してください。

裏面有

3 申請場所写真

（設置場所の特定と誤設置防止のため）

**設置場所の特定のため、
写真の貼付をお願いします。**

- ・枠内に上から貼り付けてください。
- ・縦横どちらの向きでも構いません。
- ・別紙に添付したもので構いません。



- ・周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・電柱への新設を希望する場合は、電柱の根元が見えるように撮影してください。

4 提出にあたっての確認事項

※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和6年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

【提出先】 ○○区役所 地域振興課 電話番号 045-○○○-○○○○

2 「防犯灯地図」の記入方法

(1) 地図の見方



(2) 記入方法



※ この地図は防犯灯の申請以外の目的で使用することはできません。ご注意ください。
この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません。

3 土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

提出書類 2

土地 使 用 承 諾 書 兼 誓 約 書

(届出先)
横 浜 市 長

年 月 日

承諾書を記入した日付です。

私は、私が所有する下記の土地の一部にある電柱に、横浜市が防犯灯を設置することを、その機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することを誓約します。

設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「LED防犯灯新設申請書(電柱)」で記入した住所と同様となります。

住所

氏名

(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の印を捺す)

印

承諾する土地：横浜市 区

承諾する電柱名(番号)

約 事 項

電柱名を記入してください。
(複数ある場合は、すべて記入してください)

土地の所有者が記入、押印してください。
※自署した場合は押印を省略できます。
※スタンプ印は無効です。



東京電力も使用しているNTT柱

【参考】電柱の所有者の見分け方

- (1) プレートが1枚ついている場合
プレートをつけている会社が電柱の所有者となります。
- (2) プレートが2枚ついている場合
下側に付いているプレートの会社が電柱所有者となります。
- (3) プレートがついていない場合
プレートがついていない電柱へ申請される場合は、市民局で所有者を調べますので、具体的な場所(住所)等をお知らせください。

4 LED 防犯灯撤去申出書【提出書類3】

提出書類 3

LED防犯灯撤去申出書

令和 年 月 日

横浜市長

自治会町内会名： _____

代表者住所：横浜市 _____ 区

代表者氏名： _____

代表者電話番号： _____

連絡者氏名： _____

連絡者電話番号： _____

以下のLED防犯灯について、撤去いただくよう申し出ます。

防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 電柱共架型（電柱番号： _____ ） <input type="checkbox"/> 鋼管ポール型
管理番号（黄色いプレートの番号）	（例：AP1234）
電柱またはポール住所	_____ 区
付替制度の利用の有無	<input type="checkbox"/> あり（※「LED防犯灯《新設・付替》申請書【電柱共架型】」を同時に提出してください。） <input type="checkbox"/> なし
「付替制度利用あり」の場合のみ記入してください →	付替先に防犯灯が設置できない場合の本申出書の取扱いについて <input type="checkbox"/> 撤去の申し出を取上げる <input type="checkbox"/> 撤去を希望する

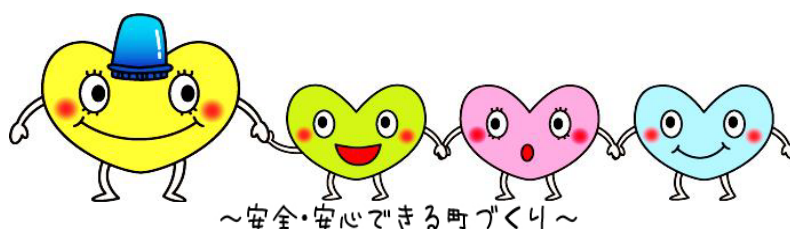
希望する方を選択してください。

（注）ボールペン等で記入してください。

（注）鋼管ポールについて、経年劣化が認められる場合は、付替えによる設置可否に関わらず撤去となります。

（市使用欄）

令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設 申請の手引



地域のこころでみんなを守ろう

令和6年3月

制度問合せ先
横浜市市民局 地域防犯支援課
電話番号：671-3709
F A X : 664-0734

問合せ及び提出先
港北区役所 地域振興課
住所：港北区大豆戸町 26-1
電話番号：540-2234

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

1 LED防犯灯の新規設置について

1 申請について

夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で、周囲に明かりや電柱が無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている場所に設置します。

＜設置基準により対象外となる例＞

マンション等敷地内の照明／公園内の照明／子どもの遊び場内の照明／神社仏閣の敷地内・参道の照明／自治会町内会館の敷地内の照明／民家の敷地（庭等）の照明／駐車場内の照明／その他、道路ではない場所の照明 等

2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課）提出期限内に早めにご提出ください.....	5月31日（金）まで
審査・調査期間 ・お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります・	5月～1月（予定）
施工期間	10月～2月（予定）

新設場所に選定された場合には、順次、工事業者から自治会町内会（申請書に記載された代表者または連絡者）に工事日程等について連絡します。

また、新設申請の結果については、新設の可・不可に関わらず、令和7年2月までに、各区地域振興課を通じ通知します。

3 申請者

自治会町内会長 または 連合自治会町内会長

4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：令和6年5月31日（金） 必着

問合せ・提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。
制度問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

＜下記①から③までは必須＞

①令和6年度LED防犯灯新設申請書（鋼管ポール型）【提出書類1】

②防犯灯地図

※新しい防犯灯地図を区役所地域振興課で受け取ってください。

③設置場所の写真

＜申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要＞

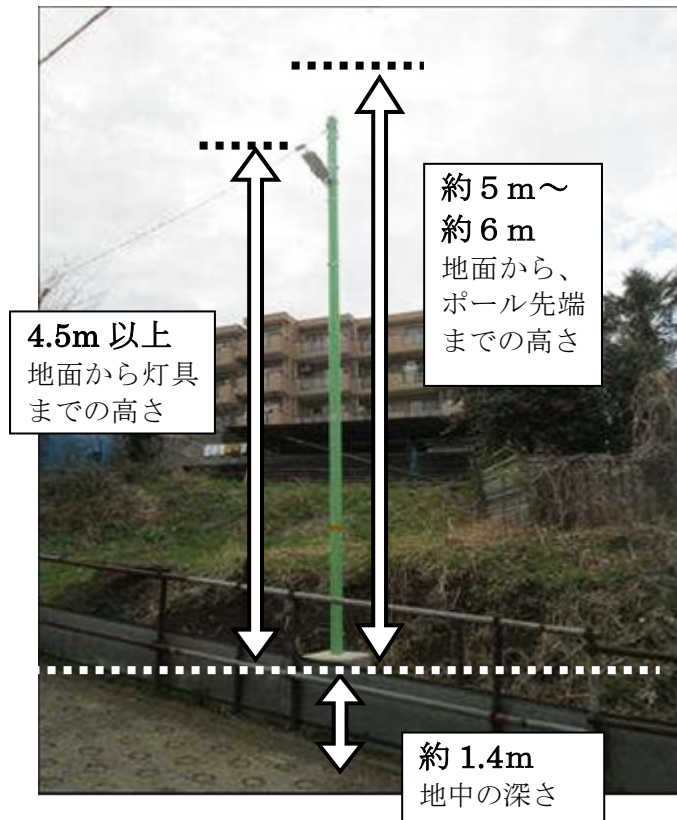
④土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

【留意事項】

- 申請にあたっては、必ず、この『申請の手引』を御覧いただき、設置可能な条件等を確認いただくとともに、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- 複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。
- 複数の申請をいただいても、予算の範囲内で設置しています（市全体で10灯の予定）。地域の皆様が必要と考える場所のうち、防犯灯設置基準を満たすと考えられる場所についての申請をお勧めします。
- 令和5年度は、申請のあった自治会町内会について、0灯又は1灯の設置でした。
- 鋼管ポール防犯灯1灯で、電柱共架型防犯灯が13～14灯ほど整備できる（令和6年度費用の見込み）など、鋼管ポール型防犯灯の設置及び維持には、多くの費用と手間が必要です。限りある予算のなかで、「地域に灯りが欲しい」とのご要望にできるだけ多くお応えするために、防犯灯の整備については、電柱への設置を基本としています。
- 横浜市では、街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、全体最適の視点から防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

6 鋼管ポールLED防犯灯の仕様について



鋼管ポールの高さについて



鋼管ポール設置工事の様子

鋼管ポールを設置するためには、縦 70cm、横 70cm、深さ 140cm 程度のスペースが必要で、掘ったスペースのおおむね中央に設置します。申請にあたっては、スペースの有無や交通への支障などをご検討願います。

II LED防犯灯を新設する際の注意点

<LED 防犯灯新設の注意点>

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

<場所の選定について>

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する公道を照明する場所とします。ただし、とても通行が多い私道については、設置することも可能です。行き止まり道路など特定の人しか利用しない場所には**設置できません**。

特定の人 → 20 軒未満と定義しています。よって、道の先が行き止まりでも、20 軒以上あれば可です。(マンション等集合住宅は、部屋数を軒数とします)

※電柱共架型では5軒未満ですが、設置費用が高額のため20軒としています。

- (2) 設置間隔は、他の屋外照明との距離がおおむね25mとします。ただし、3m以上高低差がある場所については現地の状況によって設置することも可能です。

- (3) 照明が付いていない東電またはNTTの電柱が申請箇所の周囲にない。
(照明が付いていない電柱がある場合は、電柱共架での設置申請となります。)

- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートルとする。

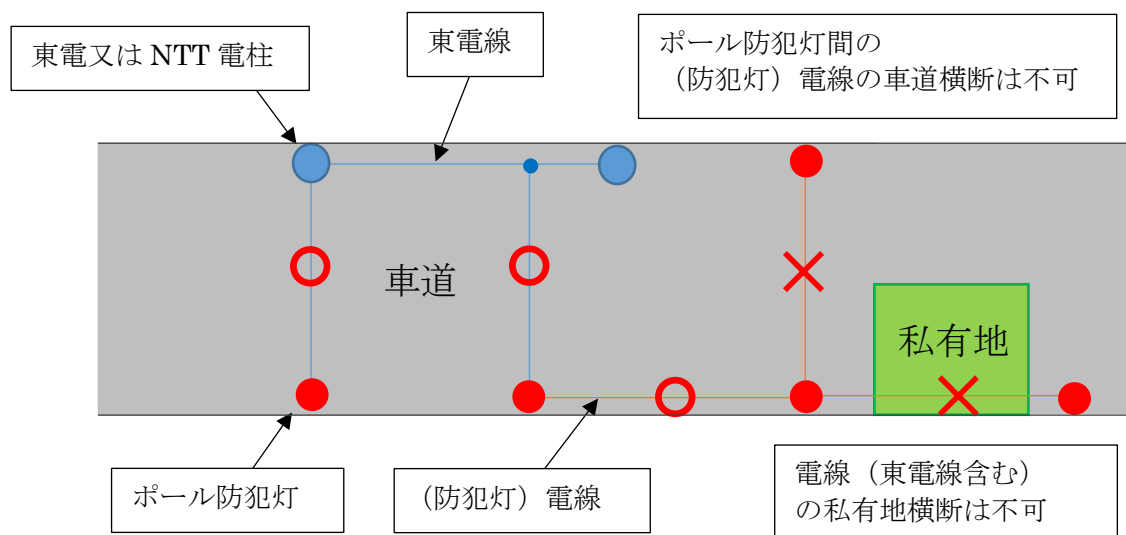
※ 車が通る道路については、道路占用基準により4.5m以上の設置となります。

また、各防犯灯メーカーは、地上から高さ4.5mで最適な配光の設計をしています。4.5mより低い設置を希望した場合、光が広がらず、スポット照明となってしまう、防犯灯の役目を果たさなくなるため、設置対象外となる可能性があります。

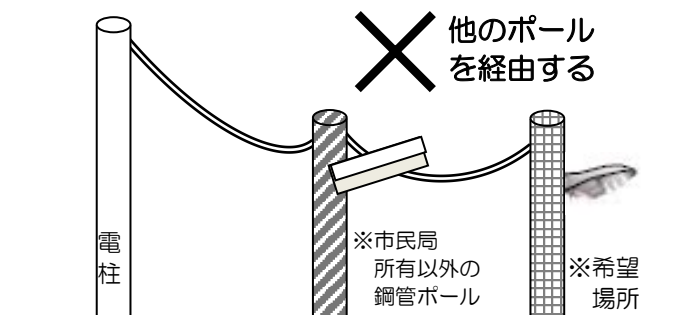
(5) 上空の空間が地上高8m以上の確保できる場所とします。ただし、車の通行が全くない歩道部に設置（架線部も含む）の場合は、6.5m以上とします。

(6) 電柱から電線が接続できる、鋼管ポール～鋼管ポール同士の電線の車道（歩道は除く）横断をしていない、電線が私有地を上空占用していない場所とします。ただし、私道を上空占用する場合は、土地所有者全員の承諾が得られた場合のみ設置可能です。（私有地の上空占用は原則不可）

また、電線間隔は最大25mまでです。



また、市民局所有以外の鋼管ポールを経由して電線を引き込む設置はできません。



(7) 設置場所は下記条件のもと、**公道上への設置**を原則とします。

- 道幅が1m程度ある。
- 縦横70cm、深さ140cm程度のスペースがある。
- 道路拡幅等でセットバックの可能性がない場所。
(セットバックされていない2項道路は設置不可)
- 設置箇所の地下部が土砂で構造物がなく、表層部が土砂またはアスファルト、コンクリートの平地で、地上部に樹木・構造物等がない。
(擁壁、橋梁などの構造物上部には原則設置不可)
- 車の出入りなどの支障にならない場所。

ただし、以下の条件のもと、私道に設置することも可能です。

- f. 土地所有者の全員の承諾が得られる
- g. 基礎部・ポール含む防犯灯設備全体がブロック、フェンス等で囲まれることなく、不特定の人が触手や目視でポールの点検ができる。
- h. 特別な作業を必要とせず、土地所有者の許可なく 24 時間 365 日撤去が可能。

また、「公道上へ設置すると通行に支障が発生する」などの場合には、上記公道・私道設置条件に加え下記の条件のもと、私有地に設置することも設置可能です。

- i. 設置場所まで建設機材（2 tトラック）の搬入が可能かつ、建設機材を使用し
ての工事中に歩行者の抜けられる幅が確保できる。
- j. 小型バックホウ（ショベルカー）が使用可能。
- k. 基礎部が公道または私道に直接接することができる。

（8）樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、土地所有者等により樹木の剪定など、維持管理できる場所とします。

（剪定されず防犯灯の役目をしていないものは撤去対象となります。）

＜その他＞

（1）設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

（例）設置する場所の地下に下水管や水道管、ガス管などの埋設物や擁壁の基礎などがある場合、設置することはできません。

また、電気を供給できる電源が遠い場合、希望の場所に設置ができない場合があります。

（2）灯具が設置されてからあかりが灯る（通電する）までに要する期間は、1か月～2か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱やN T T柱などで電力線が敷設されていない電柱からの引き込みの場合は、この期間が数か月に及び場合があります。

（3）申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いします。

IV 記入見本

1 LED防犯灯新設申請書（鋼管ポール型）【提出書類1】

審査・調査の参考にしますので、記載をお願いします。

※電柱への防犯灯も新設申請した場合は、電柱への防犯灯の新設申請も含めて優先順位をつけてください。

申請書を記入した日付です。

提出書類 1

区役所記入欄	
区	区
整理番	- - -

度LED防犯灯 新設 申請書（鋼管ポール型）

記入日
令和6年 月 日

自治会町内会名 :

貴自治会町内会の中での
優先順位

位

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名 :

代表者電話番号： - -

連絡者氏名 :

連絡者電話番号： - -

代表者と連絡先が同一の場合は記入不要です。

LED防犯灯の設置について、次のとおり申請してください。
なお、防犯灯が設置された場合、日常の見守り（故障の除去等）は自治会町内会で行います。

屋間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

1 申請内容

住所	区
設置場所区分	該当する方を○で囲んでください。 公道上 ・ 私道または私有地 (土地使用承諾書兼誓約書の提出が必要です)
引き込み電柱番号	

2 周囲の状況（該当する項目に○を記入してください。）

防犯灯へ電線を引き込む電柱番号を記入してください。

チェック欄	項目
	周囲に電柱がある
	周囲に電線がある
	その他（具体的に記入してください）理由

該当する項目に○を記入してください。
具体的な理由がある場合は、その旨、記入してください。



※申請書
※ポ

経年劣化により撤去されたポール防犯灯の再設置を希望の場合、理由に「撤去された防犯灯の建替希望」と記入してください。

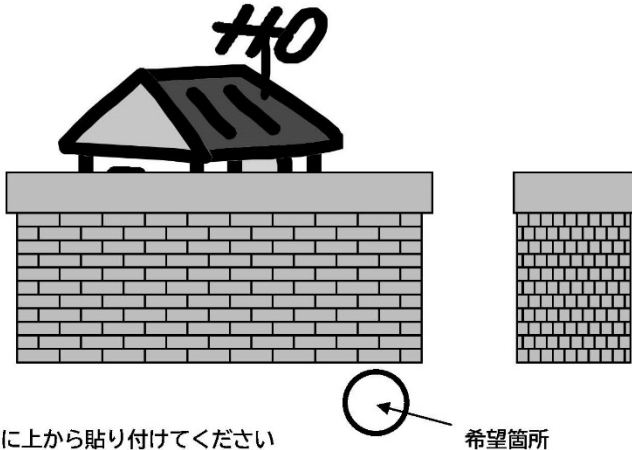
LED防犯灯新設申請書（鋼管ポール型）【提出書類1】（裏面）

審査材料となるため、必ず写真を貼付してください。

3 申請場所写真

（設置場所の特定と誤設置防止のため、必ず写真と位置図を添付してください。）

- ・周囲の風景と申請場所が一緒に写るよう撮影してください。
- ・申請場所が分かるよう写真にペンで位置を記入してください。



- ・枠内に上から貼り付けてください
- ・縦写真でも横写真でもどちらでも可能です。
- ・別紙作成の上、添付でも構いません。

希望箇所

4 提出にあたっての確認事項 ※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

チェック欄	項 目
<input type="checkbox"/>	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和6年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。
<input type="checkbox"/>	設置希望 ←設置希

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

【提出先】〇〇区役所 地域振興課 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇

2 土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

土地使用承諾書兼誓約書

承諾書を記入した日付です。

年 月 日

(届出先)
横浜市 長

私は、私が所有する下記の土地の一部を、横浜市が設置する独立柱（鋼管ポール）型防犯灯用地としての機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することとします。

(土地所有者) 住所
氏名
(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の氏名を記載)

承諾する土地：横浜市 区

誓約事項

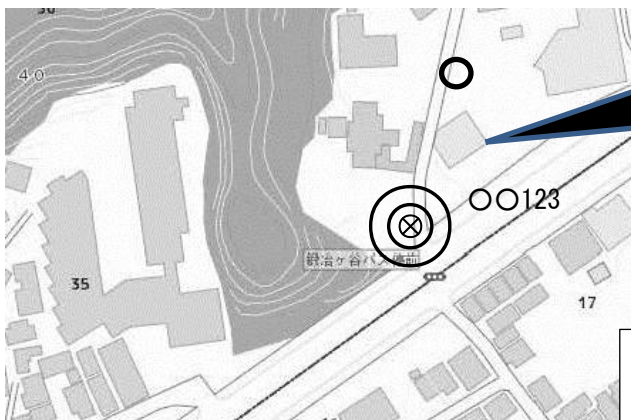
- 1 独立柱（鋼管ポール）型防犯灯の現状を横浜市に無断で変更せず、独立柱への付属物の添加等もいたしません。
- 2 横浜市（その委託者を含む。）が、独立柱（鋼管ポール）型防犯灯の管理のための必要な行為（交換・修繕・点検等）のために本件土地に立ち入ることについては、事前の許可なくこれを拒否しません。
- 3 本件土地を譲渡し、又は借地権を設定する場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を新たな土地所有者又は借地権者に継承します。
- 4 横浜市側の事情により独立柱（鋼管ポール）型防犯灯を撤去する可能性があることについて承諾し、そうなった場合であっても異議は申し立てません。

土地の所有者が記入、押印
※自署した場合は押印を省略できます。
※押印は、スタンプ印は無効です。



設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「鋼管ポールLED防犯灯設置申請書」で記入した住所と同様となります。

3 「防犯灯地図」の記入方法



引き込み柱に◎（二重マル）をつけ、新設する場所に○（マル）を記入してください。

※この地図は防犯灯の申請以外の目的で使用することはできません。ご注意ください。
この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません

3 申請場所写真

(設置場所の特定と誤設置防止のため、必ず写真の添付をお願いします。)

- ・ 枠内に上から貼り付けてください。
- ・ 縦横どちらの向きでも構いません。
- ・ 別紙に添付したものでも構いません。



- ・ 周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・ 電柱への新設を希望する場合は、電柱の根元が見えるように撮影してください。

4 提出にあたっての確認事項 ※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和6年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所が私道・私有地のため、「防犯灯設置承諾書」を添付しています。 ←設置希望場所が「公道上」の場合はチェック不要です。

【提出先】 港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2234

土地 使用 承諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

私は、私が所有する下記の土地の一部にある電柱に、横浜市が防犯灯を設置することを、その機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することを誓約します。

(土地所有者) 住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

承諾する土地：横浜市 区

承諾する電柱名 (番号)

誓 約 事 項

- 防犯灯の現状を横浜市に無断で変更いたしません。
- 横浜市（その委託者を含む。）が、防犯灯の管理のための必要な行為（不点灯などの交換・修繕、点検等）のために本件土地に立ち入ることについては、事前の許可なくこれを認めます。
- 本件土地を譲渡し、又は借地権を設定する場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を新たな土地所有者又は借地権者に継承します。
- 横浜市側または電柱所有者（東京電力もしくは NTT）の事情により、防犯灯を撤去する可能性があることについて承諾し、そうなった場合であっても異議は申し立てません。

【申請締切】
令和6年5月31日（金）必着

※区役所記入欄

区名	区
整理番号	- - /

令和6年度LED防犯灯 新設 申請書【鋼管ポール型】

記入日

令和6年 月 日

横浜市長

自治会町内会名：_____

貴自治会町内会の中での
優先順位

位

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名：_____

代表者電話番号：_____

連絡者氏名：_____

連絡者電話番号：_____

鋼管ポールLED防犯灯の設置について、次のとおり申請します。

なお、防犯灯が設置された場合、日常の見守り（故障の発見・連絡及び繁茂した草木の除去等）は自治会町内会で行います。

1 申請内容

住所	区
設置場所区分	該当する方を○で囲んでください。 公道上 ・ 私道または私有地 (防犯灯設置承諾書の提出が必要です)
引き込み 電柱番号	

2 周囲の状況（該当する欄に○をつけてください。複数記入可。）

チェック欄	項目
	周囲に屋外照明灯が無い
	周囲に防犯灯を設置できる電柱が無い
	その他（具体的に記入してください） 理由 _____



※申請1か所につき、申請書一式を御提出ください。
※ボールペン等で記入してください。

裏面有

3 申請場所写真

(設置場所の特定と誤設置防止のため、必ず写真を添付してください。)

- ・周囲の風景と申請場所と一緒に写るよう撮影してください。
- ・申請場所が分かるよう写真にペンで位置を記入してください。

- ・枠内に上から貼り付けてください
- ・縦写真でも横写真でもどちらでも可能です。
- ・別紙作成の上、添付でも構いません。

4 提出にあたっての確認事項 ※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

チェック欄	項 目
<input type="checkbox"/>	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和6年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所が私道・私有地のため、「防犯灯設置承諾書」を添付しています。 ←設置希望場所が「公道上」の場合はチェック不要です。

【提出先】港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2234

土地 使用 承諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

私は、私が所有する下記の土地の一部を、横浜市が設置する独立柱（鋼管ポール）型防犯灯用地として、その機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することを誓約します。

(土地所有者) 住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

承諾する土地：横浜市 区

誓 約 事 項

- 独立柱（鋼管ポール）型防犯灯の現状を横浜市に無断で変更せず、独立柱への付属物の添加等もいたしません。
- 横浜市（その委託者を含む。）が、独立柱（鋼管ポール）型防犯灯の管理のための必要な行為（不点灯などの交換・修繕、点検等）のために本件土地に立ち入ることについては、事前の許可なくこれを認めません。
- 本件土地を譲渡し、又は借地権を設定する場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を新たな土地所有者又は借地権者に継承します。
- 横浜市側の事情により独立柱（鋼管ポール）型防犯灯を撤去する場合があることについて承諾し、そうなった場合であっても異議は申し立てません。

令和6年度 横浜市LED防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和6年度の横浜市LED防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 このお知らせの概要

(1) 横浜市のLED防犯灯について (2ページ)

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について (3ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4ページ)

- ・市(18区)全体で 154灯(電柱共架型144灯・鋼管ポール型10灯) の予定です。
- ・『令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』及び『令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の 受付は区地域振興課 へ、締切は令和6年5月31日(金) となります。

4 LED防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ  	シールタイプ  

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等が発見された際の連絡先】

- ・ 港北区地域振興課 電話045-540-2234
- ・ 市民局地域防犯支援課 (電話045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します)。

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限り(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和 6 年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金） となります。

令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

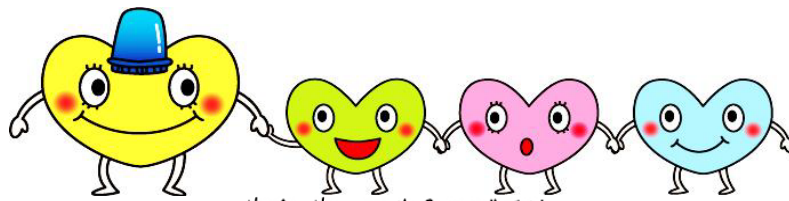
- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設 申請の手引



～安全・安心できる町づくり～

地域のこころでみんなを守ろう

令和6年3月

制度問合せ先
横浜市市民局 地域防犯支援課
電話番号：671-3709
F A X : 664-0734

問合せ及び提出先
港北区役所 地域振興課
住所：港北区大豆戸町 26-1
電話番号：540-2234

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

1 LED防犯灯の新規設置について

1 申請について

【申請】＜電柱へのLED防犯灯の新設＞

夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で周囲に明かりが無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている東電柱またはNTT柱がある場所にLED防犯灯を設置します。

＜設置基準により対象外となる例＞

マンション敷地内を照明するもの／公園内を照明するもの／子どもの遊び場内を照明するもの／神社仏閣の敷地内・参道を照明するもの／駐車場内の照明／自治会町内会館の敷地内を照明するもの／民家敷地（庭等）を照明するもの／その他、道路ではない場所を照明するもの 等

2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課）提出期限内に早めにご提出ください.....	5月31日（金）まで
審査・調査期間お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります.....	5月～1月（予定）
施工期間	10月～2月（予定）

新設場所に選定された場合には、順次、工事業者から自治会町内会（申請書に記載された代表者または連絡者）に工事日程等について連絡します。

また、新設申請の結果については、新設の可・不可に関わらず、令和7年2月までに、各区地域振興課を通じ通知します。

3 申請者

自治会町内会長 または 連合自治会町内会長

4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：令和6年5月31日（金） 必着

問合せ・提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。
制度問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

<下記①から③までは必須>

①令和6年度LED防犯灯《新設・付替》申請書（電柱共架型）【提出書類1】

②防犯灯地図

※ 新しい防犯灯地図を区役所地域振興課で受け取ってください。

③設置場所の写真

<申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要>

④土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

<付替制度利用の場合には下記⑤も必要>

⑤LED防犯灯撤去申出書【提出書類3】

【留意事項】

- 申請にあたっては、必ず、この『申請の手引』を御覧いただき、設置可能な条件等を確認いただくとともに、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- 複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。
- 複数の申請をいただいても、予算の範囲内で設置（市全体で144灯の予定）しています。地域の皆様が必要と考える場所のうち、防犯灯設置基準を満たすと考えられる場所についての申請をお勧めします。
- 令和5年度は、申請のあった自治会町内会について、0灯又は1灯の設置でした。
- 横浜市では、街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、全体最適の視点から防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

II 付替制度について

防犯灯の事業費全体は年々増大していますが、物価高騰等により維持管理コストも増大し、現在ある明かりの維持への対応に注力せざるを得ない状況です。

このような状況にあっても防犯灯の新設要望にお応えするため、令和6年度から「付替」を制度化しました。

まちの灯りの変化に伴って必要性が薄くなった箇所から、周囲に明かりが無く、多くの地域の方が通行する道路への灯具の付替について御検討をお願いします。この制度を利用すると、防犯灯の総数が変わらないため、市の維持管理コストを据え置きながら、必要な場所に明かりを確保することができます。

<付替とは>

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所（※）がある場合は、その“もったいない状態”で設置された防犯灯を撤去し、代わりに、明かりが必要な場所にある電柱に灯具を再設置することを指します。

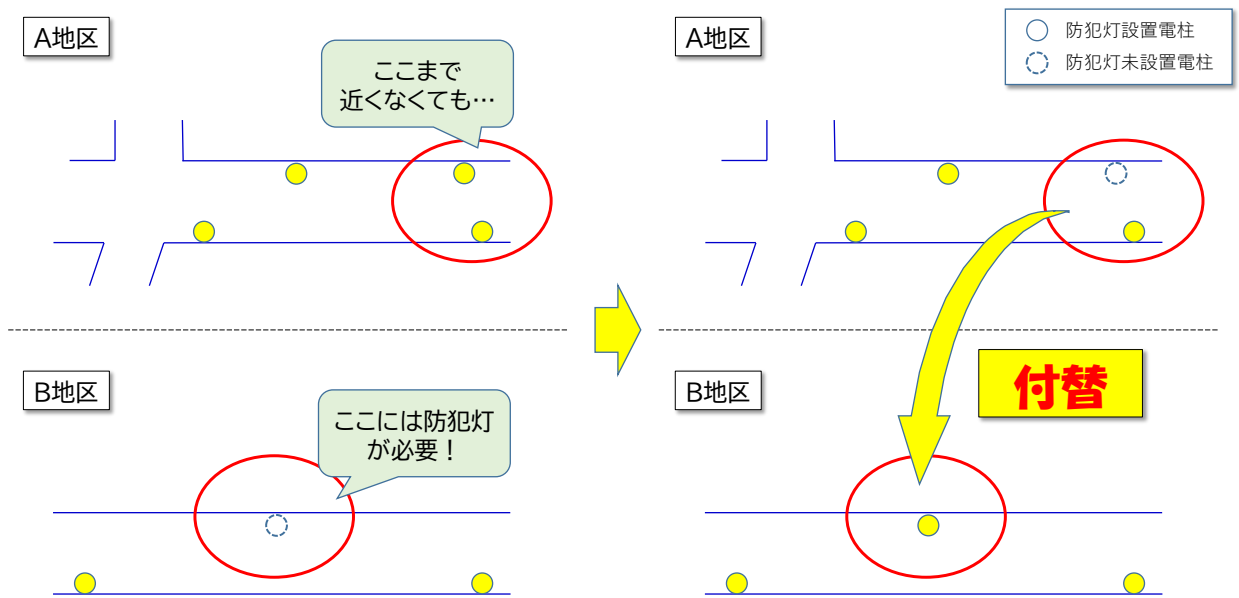
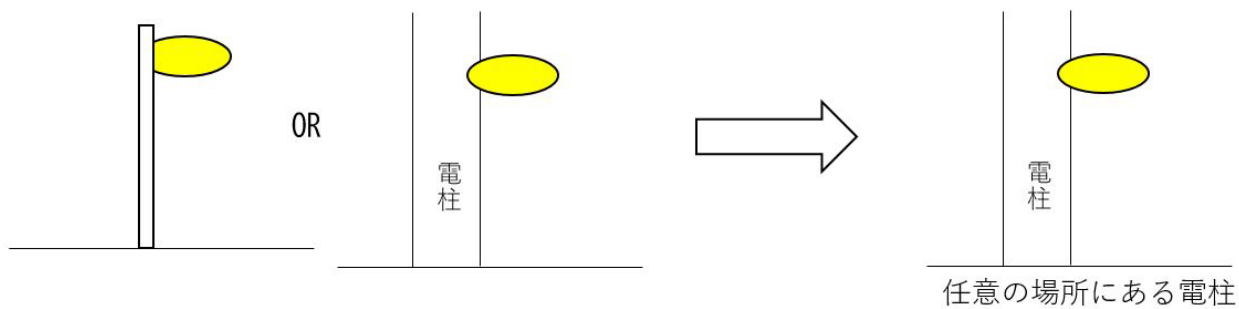
※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや24時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

【付替制度の留意事項】

- ・付替元の（撤去する）灯具は、市の維持管理する電柱共架型・鋼管ポール型いずれも対象です。
- ・灯具の付替先は、横浜市防犯灯設置基準を満たした場所にある、未だ灯具のついていない電柱に限ります。鋼管ポール型防犯灯の付替え（鋼管ポールを抜いて、別の場所に設置）はできません。
- ・令和6年度は、**通常の新設申請時（提出期限：令和6年5月31日(金)）と同時に受け付けます。**
- ・申請書類は、次の2点が必要です（必要に応じて土地使用承諾書兼誓約書も必要）。
「LED防犯灯《新設・付替》申請書（電柱共架型）」
「LED防犯灯撤去申出書」

<付替えのイメージ>



Ⅲ LED防犯灯を新設申請する際の注意点

<電柱への新設の注意点>

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ず近隣にお住まいの方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

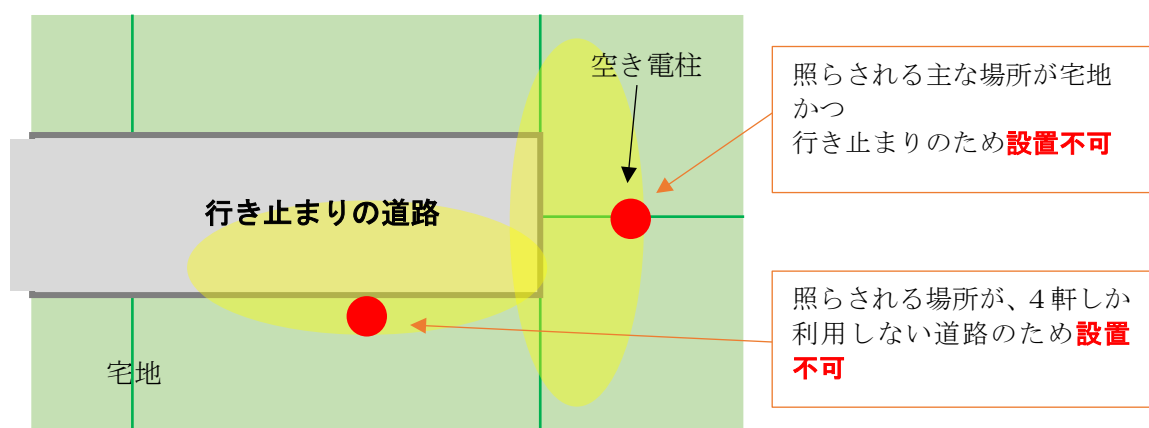
<場所の選定について>

(1) 東電柱及びNTT柱が設置の対象になります。申請先に、東電柱及びNTT柱の両方がある場合には、東電柱を優先してください。

(2) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とします。行き止まり道路などの特定の人しか利用しない場所には**設置できません**。

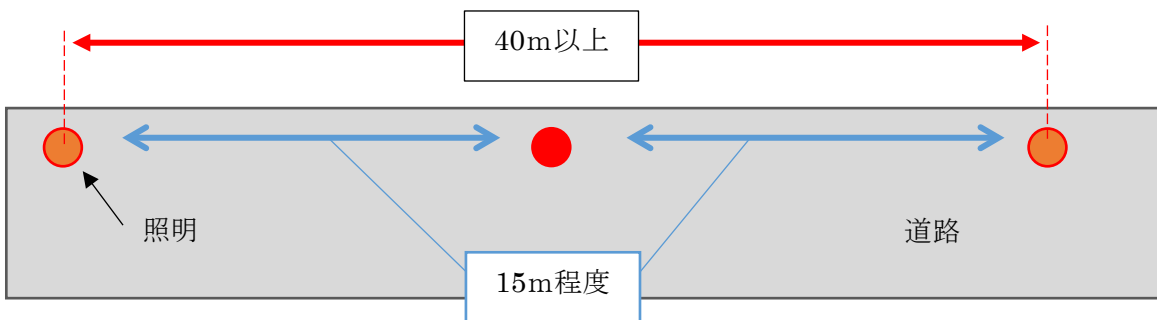
※ 電柱が道路から奥まったところなどにあり、照らされるところの主な場所が道路で無い場合は設置できません。

特定の人 → 玄関が5軒未満と定義しています。よって、道の先が行き止まりでも、5軒以上あれば可です。(マンション等集合住宅は、部屋数を軒数とします。)

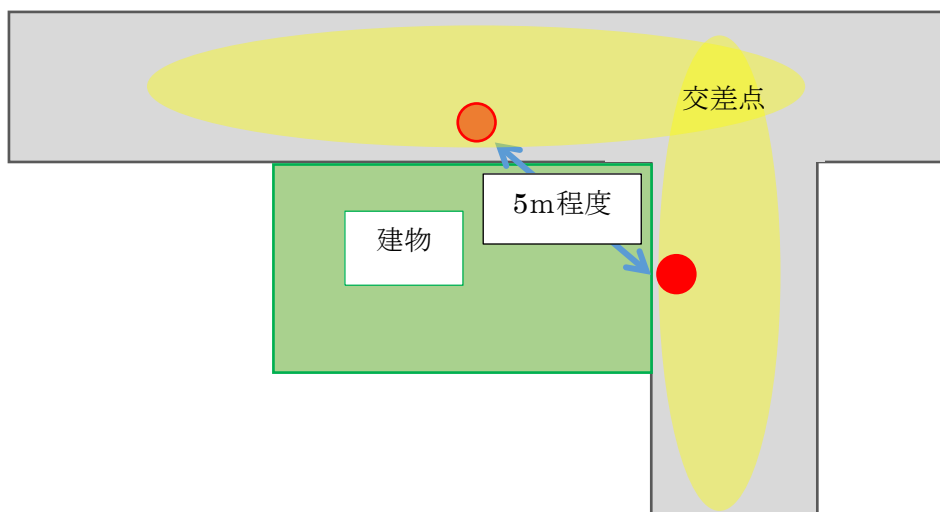


(3) 防犯灯の設置間隔は原則として、屋外照明からおおむね25m以上とします。ただし、道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

(例外1) 一番近い照明から 15m程度離れている、かつ両隣の照明間隔が 40m以上離れている場合



(例外2) 交差点付近など、照らされる向きが違い、かつ家屋やマンションなどの建物があり光が広がらない場所については、屋外照明から5m程度とする。
(3m以上高低差がある場所については現地の状況によって設置することも可能です。)



(4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5メートルとする。

※ 車が通る道路については、道路占用基準により 4.5m以上の設置となります。

また、各防犯灯メーカーは、地上から高さ 4.5m で最適な配光の設計をしています。4.5mより低い設置を希望した場合、光が広がらず、スポット照明となってしまう、防犯灯の役目を果たさなくなるため、設置対象外となる可能性があります。

(5) 電柱が私道・私有地にある場合、土地の所有者の設置承諾及びメンテナンス時の立入承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

(6) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、継続的に土地所有者または自治会町内会により樹木の剪定、維持管理できる場所とします。
(剪定されず防犯灯の役目を果たしていないものは撤去対象となります。)

<その他>

- (1) LED防犯灯の設置については、次のような問題が生じる恐れがあります。
- ア リビング、寝室、玄関などに光が差し込み、気になることがある。
 - イ 野菜や庭の植物に影響を及ぼすおそれがある。
- (2) 設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。
- (例) 電柱に看板などの工作物や電線などの障害物などがあり、LED防犯灯を設置するスペースがない場合
- (3) 灯具が設置されてからあかりが灯る(通電する)までに要する期間は、1か月～2か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱やNTT柱などで電力線が敷設されていない電柱の場合は、この期間が数か月に及ぶ場合もあります。
- (4) 申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いします。

IV 記入見本

1 令和6年度 LED防犯灯《新設・付替》申請書（電柱共架型）【提出書類1】

審査・調査の参考にしますので、記載をお願いします。

※鋼管ポール防犯灯も新設申請した場合は、鋼管ポール防犯灯の新設申請も含めて優先順位をつけてください。

代表者と連絡先が同一の場合は記入不要です。

提出書類 1

※区役所記入欄	
区名	区
整理番号	- - -

令和6年度LED防犯灯《新設・付替》申請書（電柱共架型）

記入日 令和6年 月 日

貴自治会町内会の中での優先順位

位

- 付替制度を利用する
※「LED防犯灯撤去申出書」も同時に提出してください。
- 付替制度を利用しない

自治会町内会名 申請書を記入した日付です。

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名： 屋間に連絡のとれる電話番号を記入してください。
代表者電話番号：

連絡者氏名：
連絡者電話番号： - -

該当する項目を選択してください。

LED防犯灯について、次の場所への設置を申請します。
防犯灯が設置された場合、日常の見守り（故障の発見・連絡及び繁茂した草木の）は自

【電柱番号について】

東京電力、NTTの番号が両方ある場合は両方とも記入してください。電柱に番号がない場合は、「電柱番号なし」と記入してください。

住所	区
電柱番号	(例：東電柱の場合「横浜123」、NTT柱の場合「関内支R7/8」など)
電柱の場所	公道上 ・ 私道または私有地 (私有地使用承諾書兼誓約書の提出が必要です)

【電柱の場所について】

電柱が建っている場所として該当する方へ○を記入してください。

2 周囲の状況（該当）

チェック欄	周囲に屋外照明灯が無い
	その他（具体的に記入してください）

該当する項目に○を記入してください。具体的な理由がある場合は、その旨、記入してください。



※申請1か所につき、申請書一式を御提出ください。
※ボールペン等で記入してください。

裏面有

3 申請場所写真

（設置場所の特定と誤設置防止のため）

**設置場所の特定のため、
写真の貼付をお願いします。**

- ・枠内に上から貼り付けてください。
- ・縦横どちらの向きでも構いません。
- ・別紙に添付したもので構いません。



- ・周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・電柱への新設を希望する場合は、電柱の根元が見えるように撮影してください。

4 提出にあたっての確認事項

※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和6年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

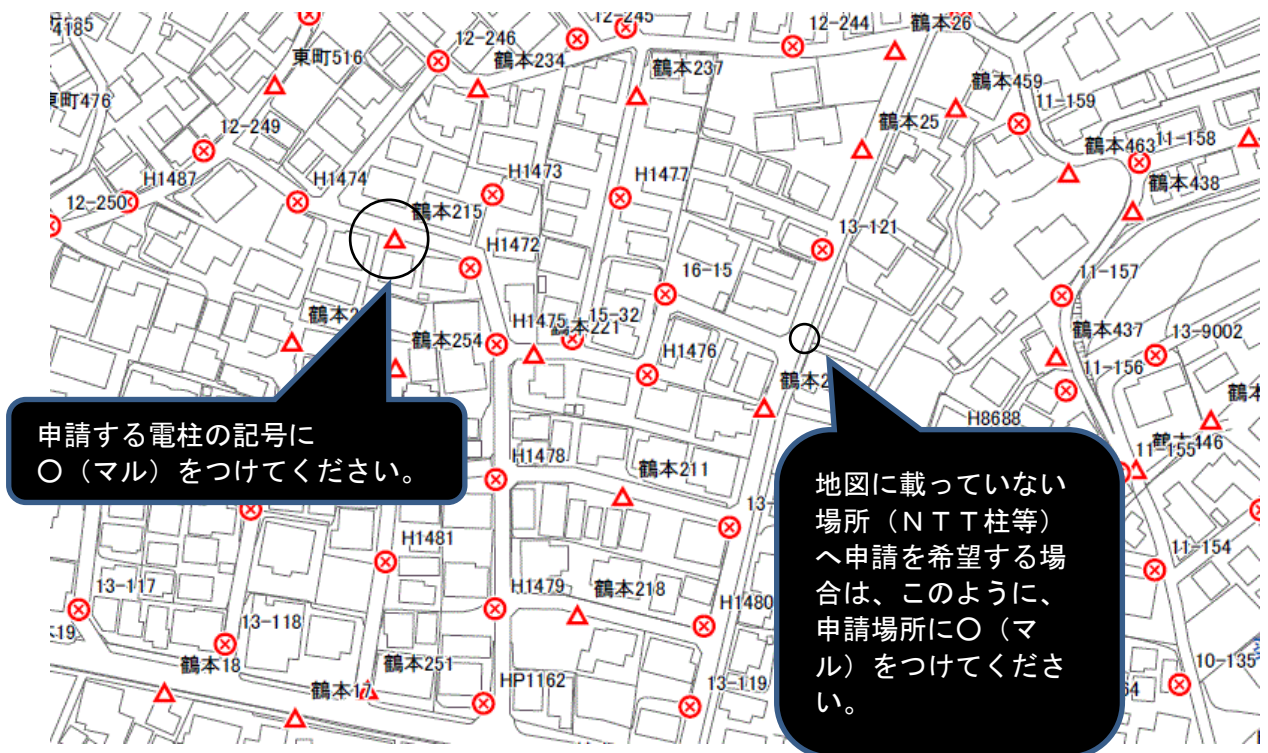
【提出先】 ○○区役所 地域振興課 電話番号 045-○○○-○○○○

2 「防犯灯地図」の記入方法

(1) 地図の見方



(2) 記入方法



※ この地図は防犯灯の申請以外の目的で使用することはできません。ご注意ください。
この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません。

3 土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

提出書類 2

土地 使 用 承 諾 書 兼 誓 約 書

(届出先)
横 浜 市 長

年 月 日

承諾書を記入した日付です。

私は、私が所有する下記の土地の一部にある電柱に、横浜市が防犯灯を設置することを、その機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することを誓約します。

設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「LED防犯灯新設申請書(電柱)」で記入した住所と同様となります。

住所

氏名

(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の印を捺す)

印

承諾する土地：横浜市 区

承諾する電柱名(番号)

約 事 項

電柱名を記入してください。
(複数ある場合は、すべて記入してください)

土地の所有者が記入、押印してください。
※自署した場合は押印を省略できます。
※スタンプ印は無効です。



東京電力も使用しているNTT柱

【参考】電柱の所有者の見分け方

- (1) プレートが1枚ついている場合
プレートをつけている会社が電柱の所有者となります。
- (2) プレートが2枚ついている場合
下側に付いているプレートの会社が電柱所有者となります。
- (3) プレートがついていない場合
プレートがついていない電柱へ申請される場合は、市民局で所有者を調べますので、具体的な場所(住所)等をお知らせください。

4 LED 防犯灯撤去申出書【提出書類3】

提出書類 3

LED防犯灯撤去申出書

令和 年 月 日

横浜市長

自治会町内会名： _____

代表者住所：横浜市 _____ 区 _____

代表者氏名： _____

代表者電話番号： _____ - _____ - _____

連絡者氏名： _____

連絡者電話番号： _____ - _____ - _____

以下のLED防犯灯について、撤去いただくよう申し出ます。

防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 電柱共架型（電柱番号： _____ ） <input type="checkbox"/> 鋼管ポール型
管理番号（黄色いプレートの番号）	（例：AP1234）
電柱またはポール住所	_____ 区
付替制度の利用の有無	<input type="checkbox"/> あり（※「LED防犯灯《新設・付替》申請書【電柱共架型】」を同時に提出してください。） <input type="checkbox"/> なし
「付替制度利用あり」の場合のみ記入してください →	付替先に防犯灯が設置できない場合の本申出書の取扱いについて <input type="checkbox"/> 撤去の申し出を取上げる <input type="checkbox"/> 撤去を希望する

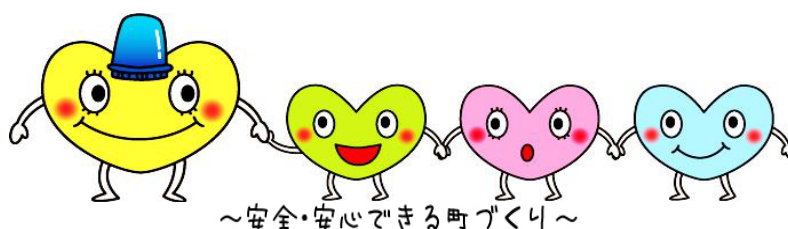
希望する方を選択してください。

（注）ボールペン等で記入してください。

（注）鋼管ポールについて、経年劣化が認められる場合は、付替えによる設置可否に関わらず撤去となります。

（市使用欄）

令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設 申請の手引



地域のこころでみんなを守ろう

令和6年3月

制度問合せ先
横浜市市民局 地域防犯支援課
電話番号：671-3709
F A X : 664-0734

問合せ及び提出先
港北区役所 地域振興課
住所：港北区大豆戸町 26-1
電話番号：540-2234

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

1 LED防犯灯の新規設置について

1 申請について

夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で、周囲に明かりや電柱が無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている場所に設置します。

＜設置基準により対象外となる例＞

マンション等敷地内の照明／公園内の照明／子どもの遊び場内の照明／神社仏閣の敷地内・参道の照明／自治会町内会館の敷地内の照明／民家の敷地（庭等）の照明／駐車場内の照明／その他、道路ではない場所の照明 等

2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課）提出期限内に早めにご提出ください.....	5月31日（金）まで
審査・調査期間 ・お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります・	5月～1月（予定）
施工期間	10月～2月（予定）

新設場所に選定された場合には、順次、工事業者から自治会町内会（申請書に記載された代表者または連絡者）に工事日程等について連絡します。

また、新設申請の結果については、新設の可・不可に関わらず、令和7年2月までに、各区地域振興課を通じ通知します。

3 申請者

自治会町内会長 または 連合自治会町内会長

4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：令和6年5月31日（金） 必着

問合せ・提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。
制度問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

＜下記①から③までは必須＞

①令和6年度LED防犯灯新設申請書（鋼管ポール型）【提出書類1】

②防犯灯地図

※新しい防犯灯地図を区役所地域振興課で受け取ってください。

③設置場所の写真

＜申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要＞

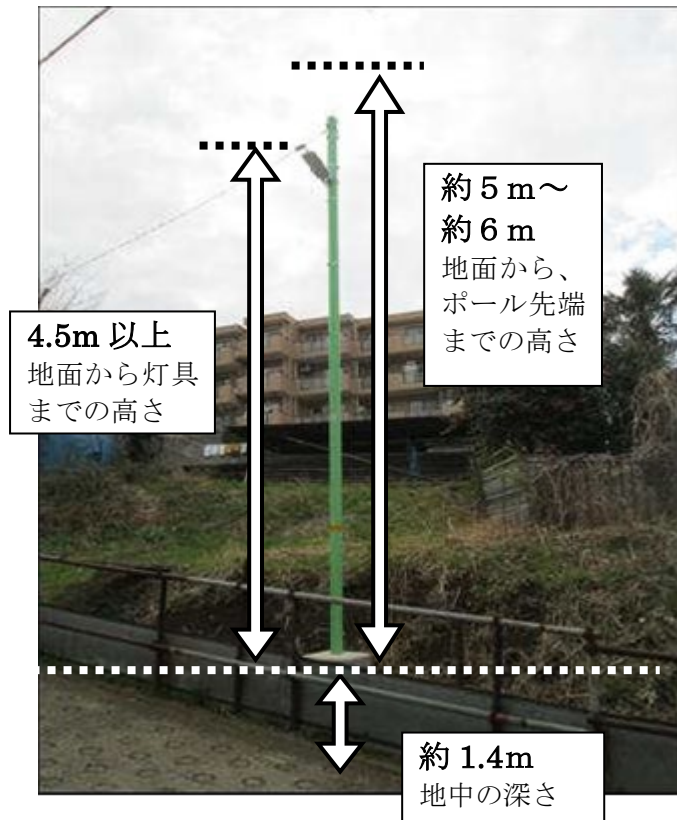
④土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

【留意事項】

- 申請にあたっては、必ず、この『申請の手引』を御覧いただき、設置可能な条件等を確認いただくとともに、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- 複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。
- 複数の申請をいただいても、予算の範囲内で設置しています（市全体で10灯の予定）。地域の皆様が必要と考える場所のうち、防犯灯設置基準を満たすと考えられる場所についての申請をお勧めします。
- 令和5年度は、申請のあった自治会町内会について、0灯又は1灯の設置でした。
- 鋼管ポール防犯灯1灯で、電柱共架型防犯灯が13～14灯ほど整備できる（令和6年度費用の見込み）など、鋼管ポール型防犯灯の設置及び維持には、多くの費用と手間が必要です。限りある予算のなかで、「地域に灯りが欲しい」とのご要望にできるだけ多くお応えするために、防犯灯の整備については、電柱への設置を基本としています。
- 横浜市では、街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、全体最適の視点から防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

6 鋼管ポールLED防犯灯の仕様について



鋼管ポールの高さについて



鋼管ポール設置工事の様子

鋼管ポールを設置するためには、縦 70cm、横 70cm、深さ 140cm 程度のスペースが必要で、掘ったスペースのおおむね中央に設置します。申請にあたっては、スペースの有無や交通への支障などをご検討願います。

II LED防犯灯を新設する際の注意点

<LED 防犯灯新設の注意点>

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

<場所の選定について>

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する公道を照明する場所とします。ただし、とても通行が多い私道については、設置することも可能です。行き止まり道路など特定の人しか利用しない場所には**設置できません**。

特定の人 → 20 軒未満と定義しています。よって、道の先が行き止まりでも、20 軒以上あれば可です。(マンション等集合住宅は、部屋数を軒数とします)

※電柱共架型では5軒未満ですが、設置費用が高額のため20軒としています。

- (2) 設置間隔は、他の屋外照明との距離がおおむね25mとします。ただし、3m以上高低差がある場所については現地の状況によって設置することも可能です。

- (3) 照明が付いていない東電またはNTTの電柱が申請箇所の周囲にない。
(照明が付いていない電柱がある場合は、電柱共架での設置申請となります。)

- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートルとする。

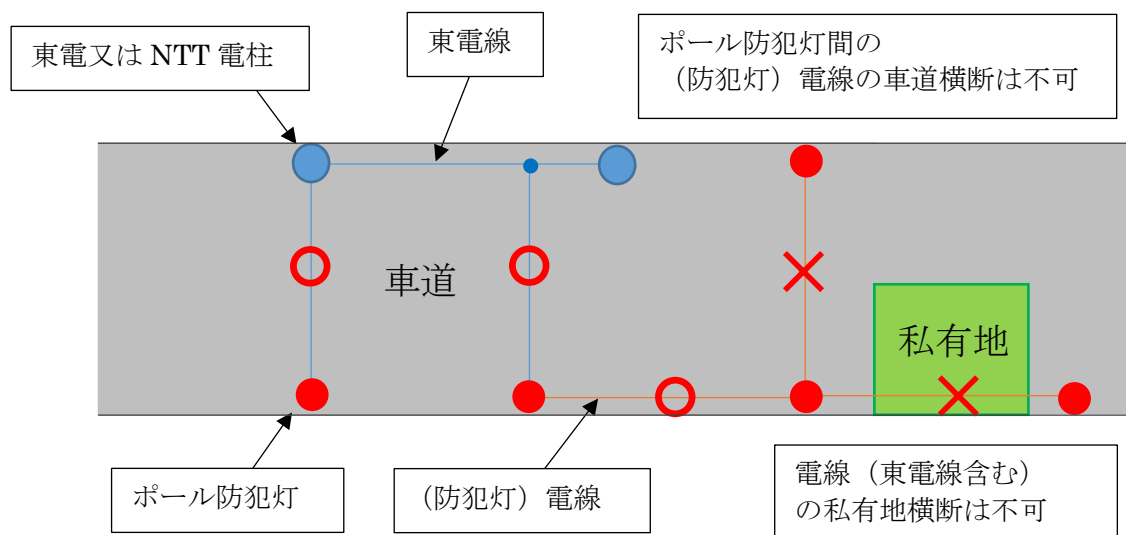
※ 車が通る道路については、道路占用基準により4.5m以上の設置となります。

また、各防犯灯メーカーは、地上から高さ4.5mで最適な配光の設計をしています。4.5mより低い設置を希望した場合、光が広がらず、スポット照明となってしまう、防犯灯の役目を果たさなくなるため、設置対象外となる可能性があります。

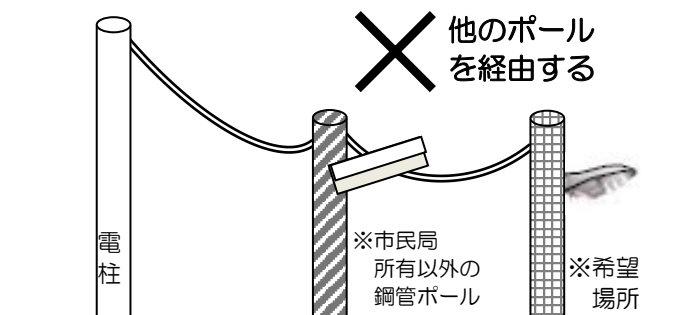
(5) 上空の空間が地上高8m以上の確保できる場所とします。ただし、車の通行が全くない歩道部に設置（架線部も含む）の場合は、6.5m以上とします。

(6) 電柱から電線が接続できる、鋼管ポール～鋼管ポール同士の電線の車道（歩道は除く）横断をしていない、電線が私有地を上空占用していない場所とします。ただし、私道を上空占有する場合は、土地所有者全員の承諾が得られた場合のみ設置可能です。（私有地の上空占有は原則不可）

また、電線間隔は最大25mまでです。



また、市民局所有以外の鋼管ポールを経由して電線を引き込む設置はできません。



(7) 設置場所は下記条件のもと、**公道上への設置**を原則とします。

- 道幅が1m程度ある。
- 縦横70cm、深さ140cm程度のスペースがある。
- 道路拡幅等でセットバックの可能性がない場所。
(セットバックされていない2項道路は設置不可)
- 設置箇所の地下部が土砂で構造物がなく、表層部が土砂またはアスファルト、コンクリートの平地で、地上部に樹木・構造物等がない。
(擁壁、橋梁などの構造物上部には原則設置不可)
- 車の出入りなどの支障にならない場所。

ただし、以下の条件のもと、私道に設置することも可能です。

- f. 土地所有者の全員の承諾が得られる
- g. 基礎部・ポール含む防犯灯設備全体がブロック、フェンス等で囲まれることなく、不特定の人が触手や目視でポールの点検ができる。
- h. 特別な作業を必要とせず、土地所有者の許可なく 24 時間 365 日撤去が可能。

また、「公道上へ設置すると通行に支障が発生する」などの場合には、上記公道・私道設置条件に加え下記の条件のもと、私有地に設置することも設置可能です。

- i. 設置場所まで建設機材（2 tトラック）の搬入が可能かつ、建設機材を使用し
ての工事中に歩行者の抜けられる幅が確保できる。
- j. 小型バックホウ（ショベルカー）が使用可能。
- k. 基礎部が公道または私道に直接接することができる。

（8）樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、土地所有者等により樹木の剪定など、維持管理できる場所とします。

（剪定されず防犯灯の役目をしていないものは撤去対象となります。）

＜その他＞

（1）設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

（例）設置する場所の地下に下水管や水道管、ガス管などの埋設物や擁壁の基礎などがある場合、設置することはできません。

また、電気を供給できる電源が遠い場合、希望の場所に設置ができない場合があります。

（2）灯具が設置されてからあかりが灯る（通電する）までに要する期間は、1か月～2か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱やN T T柱などで電力線が敷設されていない電柱からの引き込みの場合は、この期間が数か月に及び場合があります。

（3）申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いします。

IV 記入見本

1 LED防犯灯新設申請書（鋼管ポール型）【提出書類1】

審査・調査の参考にしますので、記載をお願いします。

※電柱への防犯灯も新設申請した場合は、電柱への防犯灯の新設申請も含めて優先順位をつけてください。

申請書を記入した日付です。

提出書類 1

区役所記入欄	
区	区
整理番	- - -

度LED防犯灯 新設 申請書（鋼管ポール型）

記入日
令和6年 月 日

自治会町内会名 :

貴自治会町内会の中での
優先順位

位

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名 :

代表者電話番号： - -

連絡者氏名 :

連絡者電話番号： - -

代表者と連絡先が同一の場合は記入不要です。

防犯灯の設置について、次のとおり申
なお、防犯灯が設置された場合、日常の見守り（故障の除去等）は自治会町内会で行います。

屋間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

1 申請内容

住所	区
設置場所区分	該当する方を○で囲んでください。 公道上 ・ 私道または私有地 (土地使用承諾書兼誓約書の提出が必要です)
引き込み電柱番号	

2 周囲の状況（該当する項目に○を記入してください。）

防犯灯へ電線を引き込む電柱番号を記入してください。

チェック欄	項目
	周囲に電柱がある
	周囲に電線がある
	その他（具体的に記入してください）理由

該当する項目に○を記入してください。
具体的な理由がある場合は、その旨、記入してください。



※申
※ポ

経年劣化により撤去されたポール防犯灯の再設置を希望の場合、理由に「撤去された防犯灯の建替希望」と記入してください。

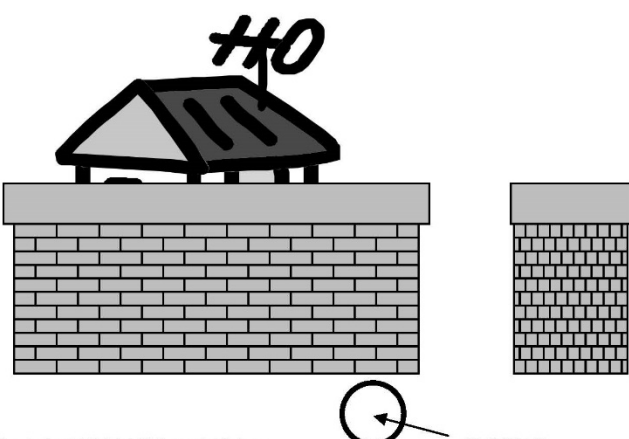
LED防犯灯新設申請書（鋼管ポール型）【提出書類1】（裏面）

審査材料となるため、必ず写真を貼付してください。

3 申請場所写真

（設置場所の特定と誤設置防止のため、必ず写真と位置図を添付してください。）

- ・周囲の風景と申請場所が一緒に写るよう撮影してください。
- ・申請場所が分かるよう写真にペンで位置を記入してください。



- ・枠内に上から貼り付けてください
- ・縦写真でも横写真でもどちらでも可能です。
- ・別紙作成の上、添付でも構いません。

4 提出にあたっての確認事項 ※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

チェック欄	項 目
<input type="checkbox"/>	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和6年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。
<input type="checkbox"/>	設置希望 ←設置希

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

【提出先】〇〇区役所 地域振興課 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇

2 土地使用承諾書兼誓約書【提出書類2】

土地使用承諾書兼誓約書

承諾書を記入した日付です。

年 月 日

(届出先)
横浜市 長

私は、私が所有する下記の土地の一部を、横浜市が設置する独立柱（鋼管ポール）型防犯灯用地としての機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することとします。

(土地所有者) 住所
氏名
(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の氏名を記載)

承諾する土地：横浜市 区

誓約事項

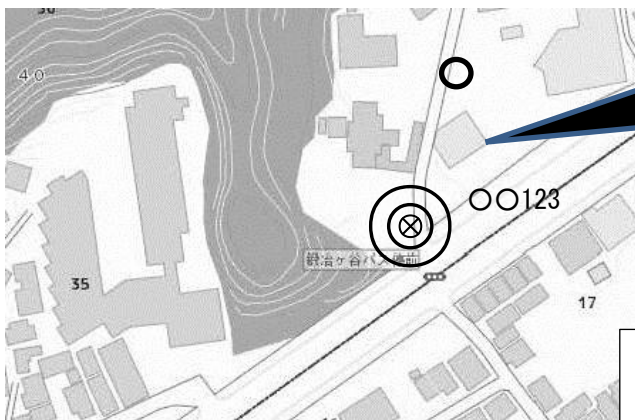
- 1 独立柱（鋼管ポール）型防犯灯の現状を横浜市に無断で変更せず、独立柱への付属物の添加等もいたしません。
- 2 横浜市（その委託者を含む。）が、独立柱（鋼管ポール）型防犯灯の管理のための必要な行為（交換・修繕・点検等）のために本件土地に立ち入ることについては、事前の許可なくこれを拒否しません。
- 3 本件土地を譲渡し、又は借地権を設定する場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を新たな土地所有者又は借地権者に継承します。
- 4 横浜市側の事情により独立柱（鋼管ポール）型防犯灯を撤去する可能性があることについて承諾し、そうなった場合であっても異議は申し立てません。

土地の所有者が記入、押印
※自署した場合は押印を省略できます。
※押印は、スタンプ印は無効です。



設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「鋼管ポールLED防犯灯設置申請書」で記入した住所と同様となります。

3 「防犯灯地図」の記入方法



引き込み柱に◎（二重マル）をつけ、新設する場所に○（マル）を記入してください。

※この地図は防犯灯の申請以外の目的で使用することはできません。ご注意ください。
この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません

3 申請場所写真

(設置場所の特定と誤設置防止のため、必ず写真の添付をお願いします。)

- ・ 枠内に上から貼り付けてください。
- ・ 縦横どちらの向きでも構いません。
- ・ 別紙に添付したものでも構いません。



- ・ 周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・ 電柱への新設を希望する場合は、電柱の根元が見えるように撮影してください。

4 提出にあたっての確認事項 ※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和6年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所が私道・私有地のため、「防犯灯設置承諾書」を添付しています。 ←設置希望場所が「公道上」の場合はチェック不要です。

【提出先】 港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2234

土地 使用 承諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

私は、私が所有する下記の土地の一部にある電柱に、横浜市が防犯灯を設置することを、その機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することを誓約します。

(土地所有者) 住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

承諾する土地：横浜市 区

承諾する電柱名 (番号)

誓 約 事 項

- 防犯灯の現状を横浜市に無断で変更いたしません。
- 横浜市（その委託者を含む。）が、防犯灯の管理のための必要な行為（不点灯などの交換・修繕、点検等）のために本件土地に立ち入ることについては、事前の許可なくこれを認めます。
- 本件土地を譲渡し、又は借地権を設定する場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を新たな土地所有者又は借地権者に継承します。
- 横浜市側または電柱所有者（東京電力もしくは NTT）の事情により、防犯灯を撤去する可能性があることについて承諾し、そうなった場合であっても異議は申し立てません。

【申請締切】
令和6年5月31日（金）必着

※区役所記入欄

区名	区
整理番号	- - /

令和6年度LED防犯灯 新設 申請書【鋼管ポール型】

記入日

令和6年 月 日

横浜市長

自治会町内会名：_____

貴自治会町内会の中での
優先順位

位

代表者住所：横浜市 区 _____

代表者氏名：_____

代表者電話番号：_____

連絡者氏名：_____

連絡者電話番号：_____

鋼管ポールLED防犯灯の設置について、次のとおり申請します。

なお、防犯灯が設置された場合、日常の見守り（故障の発見・連絡及び繁茂した草木の除去等）は自治会町内会で行います。

1 申請内容

住所	区
設置場所区分	該当する方を○で囲んでください。 公道上 ・ 私道または私有地 (防犯灯設置承諾書の提出が必要です)
引き込み 電柱番号	

2 周囲の状況（該当する欄に○をつけてください。複数記入可。）

チェック欄	項目
	周囲に屋外照明灯が無い
	周囲に防犯灯を設置できる電柱が無い
	その他（具体的に記入してください） 理由 _____



※申請1か所につき、申請書一式を御提出ください。
※ボールペン等で記入してください。

裏面有

3 申請場所写真

(設置場所の特定と誤設置防止のため、必ず写真を添付してください。)

- ・周囲の風景と申請場所と一緒に写るよう撮影してください。
- ・申請場所が分かるよう写真にペンで位置を記入してください。

- ・枠内に上から貼り付けてください
- ・縦写真でも横写真でもどちらでも可能です。
- ・別紙作成の上、添付でも構いません。

希望箇所

4 提出にあたっての確認事項

※確認のうえ、チェック欄に○をつけてください。

チェック欄	項 目
<input type="checkbox"/>	設置希望場所は、行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・令和6年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所を記入した「防犯灯地図」を添付しています。
<input type="checkbox"/>	設置希望場所が私道・私有地のため、「防犯灯設置承諾書」を添付しています。 ←設置希望場所が「公道上」の場合はチェック不要です。

【提出先】港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2234

土地 使用 承諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

私は、私が所有する下記の土地の一部を、横浜市が設置する独立柱（鋼管ポール）型防犯灯用地として、その機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することを誓約します。

(土地所有者) 住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

承諾する土地：横浜市 区

誓 約 事 項

- 独立柱（鋼管ポール）型防犯灯の現状を横浜市に無断で変更せず、独立柱への付属物の添加等もいたしません。
- 横浜市（その委託者を含む。）が、独立柱（鋼管ポール）型防犯灯の管理のための必要な行為（不点灯などの交換・修繕、点検等）のために本件土地に立ち入ることについては、事前の許可なくこれを認めません。
- 本件土地を譲渡し、又は借地権を設定する場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を新たな土地所有者又は借地権者に継承します。
- 横浜市側の事情により独立柱（鋼管ポール）型防犯灯を撤去する場合があることについて承諾し、そうなった場合であっても異議は申し立てません。